エ　二三・五GHz以上二五GHz未満	任意の一〇MHz幅で（一）一〇デシベル以下の値	
オ　三一GHz以上三二・五GHz未満	任意の一〇MHz幅で（一）一〇デシベル以下の値	
カ　三二・五GHz以上四一・五GHz未満	任意の一〇MHz幅で（一）一五デシベル以下の値	
キ　四一・五GHz以上であつて、使用する周波数帯の上端の周波数の二倍未満	任意の一〇MHz幅で（一）二〇デシベル以下の値	

［略］　［略］　［略］

［９～13　略］

14　無人移動体画像伝送システムの無線設備（二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

［表略］

［15～35　略］

第四節の四の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、ローカル５Ｇの無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二・第四十九条の六の十三）

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、ローカル５Ｇの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二　［略］

［一～五　略］

［同上］　［同上］　［同上］

［９～13　同上］

14　無人移動体画像伝送システムの無線設備（二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下又は五、六五〇MHzを超え五、七五五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局（固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。）並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局（二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

［表同上］

［15～35　同上］

第四節の四の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局等の無線設備（第四十九条の六の十二・第四十九条の六の十三）

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二　［同上］

［一～五　同上］